

帯広市営住宅 入居者募集のご案内



も く じ

申込みに必要なもの	・・・	1		
市営住宅について	・・・	2		
募集方法	・・・	3	～	4
住宅の種類	・・・	4	～	5
市営住宅の入居者資格	・・・	6	～	7
収入の制限について	・・・	8	～	13
申請書の記入方法	・・・	14	～	15
各募集の流れについて	・・・	16	～	18
申込み上の注意	・・・	19		
住宅に当選した後の手続き	・・・	20		
入居者に守っていただく事項	・・・	21		
駐車場について	・・・	22		
よくある質問	・・・	23	～	24
各団地の設備の概要について	・・・	25	～	26
帯広市地域優良賃貸住宅について	・・・	27	～	28
公営住宅配置図	・・・	30	～	31
道営住宅問い合わせ先について	・・・	32		

帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 市役所本庁舎3階

電話 (0155) 65-4190

帯広市ホームページURL <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

申込みに必要なもの

①	印鑑	申込みの際、申請書等に捺印していただきます。
②	マイナンバー確認書類	マイナンバーの確認のため、必要です。 マイナンバーカードまたは、通知カードをお持ちください。 ※詳しくは下記を参照してください。
③	身元確認書類	写真付き身分証明書1点 または 写真無し身分証明書2点 ※②で顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は不要です。 ※詳しくは下記を参照してください。
④	スタンプカード	※過去に市営住宅に申込みをしたことがある方のみ
⑤	各種手帳 (母子・身体障害・精神障害・療育)	※お持ちの方のみ
⑥	持家の売買契約書等	※持家がある方のみ 媒介契約書・売買契約書・裁判所の競売開始を証する書類等、持家を手放すことがわかる書類
⑦	収入確認書類	※入居要件を満たしているか確認したい方のみ 源泉徴収票、所得証明書、給与明細書、年金証書もしくは年金振込通知書
⑧	結婚予定証明書	※3ヶ月以内に結婚予定の方がいる世帯のみ 住宅営繕課窓口に様式があります。必要な方はお声がけください。
⑨	パートナーシップ登録証等	※パートナーシップ制度利用者のみ 仮登録証をお持ちの方は、市が指定する期間内に本登録を行う必要があります。

＜マイナンバー確認書類と身元確認書類の例＞

1 マイナンバー確認書類：どれか1つ

- ☐ マイナンバーカード（顔写真付き）
- ☐ 通知カード（顔写真なし）
- ☐ マイナンバーの記載がある住民票の写し、住民票記載事項証明書

2 身元確認書類：①か②のどちらか

① 写真付き身分証明書：どれか1つ

- ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書
- ☐ 写真付き学生証 ☐ 写真付き身分証明書 ☐ 写真付き社員証
- ☐ 写真付き資格証明書（電気工事士免状・無線従事者免許証など） など

② 写真なし身分証明書：どれか2つ

- ☐ 医療保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 写真なし学生証 ☐ 本人名義の預金通帳 ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 戸籍・住民票など ☐ 各種源泉徴収票 など

市営住宅について

市営住宅は、公営住宅法に基づいて、住宅困窮者（低額所得者等）向けに建設された住宅です。

そのため、入居にあたっては収入のほか世帯人数や年齢などの一定の要件があります。
また、家賃は所得に応じて決定されます。

住宅の所在地

市営住宅は、市街地のほか、大正・川西・清川・広野の農村地区など市内各地にあります。

→ [公営住宅配置図](#) 30～31ページ

住宅の種類・入居者資格

市営住宅には、一般世帯向けの住宅以外に、単身者向け・母子専用・車いす専用などもあり、それぞれ入居するための要件が異なります。

→ [募集方法](#) 3～4ページ

→ [市営住宅の入居者資格](#) 6～7ページ

住宅の家賃

市営住宅の家賃は、入居者の所得・世帯状況・住宅の築年数・設備・面積などによって決定し、年度ごとに金額が変わります。

募集する住宅の家賃については、募集時に配布する『募集住宅紹介』に掲載しますので、そちらを参照してください。

入居を希望する方は

市営住宅の入居希望者は定期募集、随時募集または順番待ちのいずれかの方法により受付を行います。

→ [募集方法](#) 3～4ページ

住宅の設備

市営住宅の設備は、基本的に必要最低限のものとなっており、入居者負担で用意するものがあります。各団地の設備概要を確認してください。

→ [設備概要](#) 25～26ページ

募 集 方 法

番号	募集の種類	内容	実施 時期	対象住宅の公表		受付日
				公表時期	公表場所	
1	定期募集	抽選会（募集月の15日前後）を開催して、入居者を決定する募集です。 以下のとおり入居できる世帯を限定した募集もあります。 (1) コミュニティー促進世帯（子育て世帯）向け (2) 大家族世帯向け (3) 高齢世帯向け (4) 高齢単身者向け (5) 優遇世帯向け（※） 詳細は7ページ 4 特定目的住宅の表 (1)～(4)	奇数月	募集月の 前月25日 前後	帯広市 ホーム ページ 住宅 営繕課 窓口	奇数月の上旬 ※詳しい日程は、『広報おびひろ』、帯広市ホームページでお知らせします。
2	随時募集	定期募集において、2回連続で申込みがなかった住宅を対象とした随時の募集です。	随時	5・9・1月 25日 前後		6・10・2月最初の開庁日～
3	順番待ち	母子専用、車いす専用および農村地区の住宅を対象に実施する順番待ちによる募集です。 （入居可能な住宅ができ次第、申込み順で住宅をあっせんします。）	随時	随時		随時

※ 優遇世帯とは、母子世帯、父子世帯、障害者世帯および多子世帯のうち生活保護受給世帯を除く市町村民税非課税世帯、または、帯広市で市民税の全部が免除されている世帯です。

注 意 事 項

- 1～3については重複して申込みをすることはできません。
- 1の募集については申込みが複数あった場合、抽選によって入居者を決定します。
- 抽選で住宅に当選した後もしくは入居手続開始後に入居を辞退した場合は、その後1年間、市営住宅への入居申込みができなくなります。

年間スケジュール

	定 期 募 集	随 時 募 集	順 番 待 ち
4月			随時受付
5月	5月定期募集（3日間）		
6月		随時募集住宅の追加（6月） 3月と5月の定期募集で連続して応募がなかった住宅	
7月	7月定期募集（3日間）		
8月			
9月	9月定期募集（3日間）		
10月		随時募集住宅の追加（10月） 7月と9月の定期募集で連続して応募がなかった住宅	
11月	11月定期募集（3日間）		
12月			
1月	1月定期募集（3日間）		
2月		随時募集住宅の追加（2月） 11月と1月の定期募集で連続して応募がなかった住宅	
3月	3月定期募集（3日間）	※定期募集で全ての入居者が決定した場合は、募集住宅の追加はありません。	

住 宅 の 種 類

1 一般世帯（複数人世帯）

2人以上または3人以上の世帯を対象とした住宅です。

世帯の人数に応じて、申込みできる部屋の広さが変わります。

ただし、初回の定期募集において申込みがなかった住宅は、次の定期募集では、单身の方も申込みが可能となります。

帯広市の市営住宅では、最も数の多い住宅です。

2 一般単身者向け住宅

単身で、60歳以上の方、障害者手帳等をお持ちの方、および、生活保護を受給されている方などを対象とした住宅です。

3 若年単身者向け住宅

一般単身者向け住宅の中で、60歳未満の方（未成年者および学生を除く。）も申込みできる住宅です。

4 特定目的住宅

特定の入居資格を満たす方々を対象とした住宅で、次の6つに分類されます。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) コミュニティー促進世帯向け（子育て世帯向け）住宅 | (4) 大家族世帯向け住宅 |
| (2) 車いす専用住宅 | (5) 高齢世帯向け住宅 |
| (3) 母子専用住宅 | (6) 高齢単身者向け住宅 |

→ 市営住宅の種類別の入居者資格 6～7ページ

<各団地内に設けられている住宅の種類>

団地名	住宅の種類	一般世帯（複数人世帯） コミュニティー促進世帯		一般単身者		若年単身者		特 定 目 的			
		抽 選	順番待ち	抽 選	順番待ち	抽 選	順番待ち	多家族世帯	高齢世帯 高齢単身者	車いす専用	母子専用
南 東 大空 光・5街区・2街区 若 葉 稲 田		0		0						0	
公園東町 緑ヶ丘 新緑		0									
北 郊 大空 空・虹・丘・ヒルズ ウイング7		0		0							
柏林台		0		0				0		0	
緑 央											0
明 和		0								0	
柏林台南町※ センターシティ1		0		0		0			0		
川西 広野 清川 大正			0		0		0				

※4階、5階の住宅、随時募集のみ

<家賃の目安>家賃の一例は次のとおりです。（同団地内でも号棟毎に竣工年度が違います）

団 地 名	広さ	家賃金額（1ヵ月あたり）	竣工年度
柏林台北町（1号棟）	1LDK	17,400 円～25,900 円	H11
	2LDK	20,700 円～30,800 円	
	3LDK	24,600 円～36,700 円	
柏林台南町（2号棟）	3LDK	17,400 円～25,900 円	S58
明 和（5号棟）	2LDK	17,100 円～25,500 円	H1
	3LDK	20,600 円～30,600 円	
大空 光（5号棟）	2DK	17,100 円～25,400 円	H24
	2LDK	20,400 円～30,300 円	
	3LDK	24,200 円～36,000 円	
大空 虹（2号棟）	3DK	10,700 円～16,000 円	S48
広 野（1号棟）	2LDK	18,600 円～28,700 円	H5

R7.4.1 現在

※こちらは、
月額所得 158,000 円
までの世帯を想定して
います。あくまで目安
ですので、世帯の収入
に応じて、こちらの家
賃の金額から前後する
ことがあります。

市営住宅の入居者資格

市営住宅は住宅困窮者（低額所得者等）を対象とした住宅です。そのため、入居申込みができる方について、所得の制限など様々な条件があります。市営住宅の入居者資格は、住宅の種類により次のとおりです。

1 一般世帯（複数人世帯）向け住宅

次の①～⑥の条件を全て満たすこと。



- ① 同居する親族（内縁関係者または申込み日から3ヶ月以内に結婚予定の方を含む。）がいること。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族です。

またパートナーシップ制度を利用している方のパートナーは、配偶者と同じ取り扱いとします。

※内縁関係者の場合は、住民票の続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」となっていることが条件となります。

※戸籍上の配偶者がある場合は、配偶者と共に入居することが条件となります。

※母子世帯・父子世帯で申込む場合は、資格審査日までに離婚していることが条件となります。単なる別居や離婚調停中では申込みできません。資格審査日までに離婚が成立していない場合は、当選が無効になります。当選した方は、離婚を証明する書類の提出が必要です。

※申込み時点で、通学等のため現に同居していない親族は同居親族に含まれません。

- ② 月額所得が帯広市公営住宅条例で定める金額以下であること。

→ 収入の制限について 8～13ページ

- ③ 申込みの時点で、入居しようとする方が公営住宅（他の市町村・道営を含む）に入居していないこと。

※ただし、音更・幕別・芽室・中札内以外の公営住宅にお住まいで、帯広市内の病院に6ヶ月以上通院する必要のある方や、帯広市内へ転勤した場合（自己都合による場合を除く。）など、生計を維持する上で帯広市への転居がやむを得ない方は申込みできます。

- ④ 持家がなく住宅に困窮していること。

※持家のある方は原則として申込みできません。ただし、売却・競売・差押えなど特別な事情のある方については申込みできます。

（申込みの際、媒介契約書・売買契約書・裁判所の競売開始を証する書類などが必要です。）

- ⑤ 自炊できる程度の健康状態で、独立して生活ができること。

- ⑥ 申込者または同居する方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、かつ警察署への照会に同意すること。

※入居後に暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。

2 一般単身者向け住宅 および 3 若年単身者向け住宅

一般単身者向け住宅の入居者資格は、②～⑥および次の⑦の条件を全て満たし、かつ⑧のいずれかに該当すること。

若年単身者向け住宅の入居資格は、②～⑥および次の⑦の条件を全て満たすこと。⑧に該当しなくても申込みができますので、住宅営繕課までご相談ください。

⑦ 日常生活を介護なしで生活できること。または、自ら生活することが困難な場合は、常時介護を受けられること。

⑧ 次のいずれかに該当する方であること。

- (ア) 60歳以上の方
- (イ) 生活保護受給者
- (ウ) DV（配偶者からの暴力）被害者
- (エ) 身体障害者手帳（１～４級）・精神障害者保健福祉手帳（１～３級）・療育手帳（Ａ・Ｂ）のいずれかを交付されている方
- (オ) 海外からの引揚者で、日本へ引揚げ後５年を経過していない方
- (カ) ハンセン病療養所入所者
- (キ) 戦傷病者（特別項症～第６項症または第１款症）として認定されている方
- (ク) 原子爆弾の被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方



4 特定目的住宅

住宅の種類に応じて、次の条件を全て満たすこと。

ただし、次の（２）から（６）の住宅は、入居後に入居者の異動や変化によって入居者資格を満たさなくなったときは、住宅を明け渡していただきます。

NO	住 宅 の 種 類	対 象 団 地	入 居 者 資 格
(1)	コミュニティー促進世帯（子育て世帯）向け	募集の際に市長が指定	- 一般世帯向け住宅の入居資格の①～⑥ - 同居する親族のうちに、小学校就学前の子が１人以上いること。
(2)	多家族世帯向け	一部団地の4LDK	- 一般世帯向け住宅の入居資格の①～⑥ ５人以上の世帯のうち、６０歳以上の方が１人以上、または１８歳未満の扶養する子が３人以上いること。
(3)	高齢世帯向け	センターシティ１の一部	- 一般世帯向け住宅の入居資格の①～⑥ - 申込者が６０歳以上の方で、同居する方が次に掲げる方のみであること。 (ア) 入居者の配偶者 (イ) １８歳未満の方 (ウ) ６０歳以上の方
(4)	高齢単身者向け	センターシティ１の一部	- 一般世帯向け住宅の入居資格の②～⑥ - 申込者が６０歳以上であり、日常生活を介護なしで生活できること。または、自ら生活することが困難な場合は、常時介護を受けられること。
(5)	車いす専用	一部団地の１Ｆ	- 一般世帯向け住宅の入居資格の②～⑥ - 申込者もしくは同居する方が、日常生活で車いすを常用していること。（入居申込み時に医師の証明書が必要になります。様式は住宅営繕課にあります。） - 車いすを常用している方が、身体障害者手帳の交付を受けているか、それに準じていること。
(6)	母子専用	緑央団地	- 一般世帯向け住宅の入居資格の①～⑥ - 申込者が２０歳未満の子を扶養する母子世帯で、扶養する子のみが同居すること。

収入の制限について

市営住宅の家賃は所得に応じて決定されますので、必ず**月額所得**（国の基準に基づき算出）を計算して、入居可能かどうか、家賃がどのランクになるのかを確認してください。この月額所得が一定の基準を超える方は入居できません。

※入居後に収入が一定の基準より高くなった場合には、市営住宅を明け渡していただくことがあります。

月額所得の計算方法

月額所得とは、公営住宅法施行令に規定する「収入」を指し、次の方法により求めます。

- 1 年間収入となる額を確認します。



- 2 年間収入のある方1人ごとに、年間収入から所得額を計算し、それを合算して世帯全員の所得の合計を求めます。



- 3 同居する親族・障害者・老年者・ひとり親などによる控除額を求めます。



- 4 世帯全員の所得の合計から控除額を引き、それを12で割ったものが月額所得となります。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の} \\ \text{所得の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \text{月額所得}$$

対象となる収入

- 申込み時点で仕事をしていれば、パート・アルバイトなどの収入も対象となります。
- 勤務を始めたばかりの仕事の収入も含まれます。就職・転職などをした日から、1年間の収入（見込み）を対象とします。
- 退職予定であっても、申込み時点で仕事をしているときは、その収入を含めます。
- すでに退職した仕事の収入は、除外します。

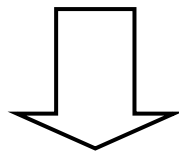
対象となる収入	給与収入（パート・アルバイト・非正規雇用含む） 国民年金・厚生年金・その他公的年金 営業所得・不動産所得・その他恒常的な所得など
対象とならない収入	障害年金・遺族年金・その他非課税年金 仕送り・労災保険・休業補償・一時所得 慰謝料・児童扶養手当・養育費・その他非課税所得

1 年間収入となる額の計算

8ページで「対象となる収入」に該当する収入について、
下表により年間収入となる額を確認します。

収入の 種類	現在の仕事を 始めた日		年間収入となる額
給与 収入 ・ 事業 収入	前年の1月1日以前		前年の1月～12月の 1年分
	前年の 1月2日 以降	1年以上 勤めている	直近の12ヶ月分
		1年経過 していない	働き始めた月から見込み を含めて1年分
年金 収入			1回の支給額×年間支給 回数

※複数の給与や年金がある方は、それぞれ合算します。



2 所得額の計算

年間収入の額に応じて、所得額を算出します。

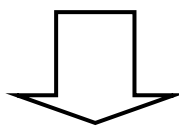
【給与収入の場合】

下表により、給与所得を算出します。

年間収入	給与所得の計算式
～650,999 円	=0 円
～1,618,999 円	=収入額 - 650,000 円
～1,619,999 円	=969,000 円
～1,621,999 円	=970,000 円
～1,623,999 円	=972,000 円
～1,627,999 円	=974,000 円
～1,799,999 円	=下記 A の額×0.6
～3,599,999 円	=下記 A の額×0.7 - 180,000 円
～6,599,999 円	=下記 A の額×0.8 - 540,000 円
～8,499,999 円	=収入額×0.9 - 1,200,000 円
8,500,000 円～	=収入額 - 2,050,000 円

A：年間収入を 4,000 で割り、小数点以下を切り捨て、4,000
を掛ける

※ここで計算して得た所得額は、公営住宅法施行令第 1 条第 3
号イに規定する控除をあらかじめ反映させているため、源泉徴
収票などに記載される所得額とは異なります。



① 申込者

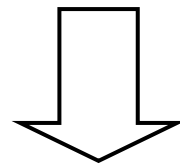
給与収入 円
年金収入 円
事業収入など 円

② 同居する方

給与収入 円
年金収入 円
事業収入など 円

③ 同居する方

給与収入 円
年金収入 円
事業収入など 円



① 申込者

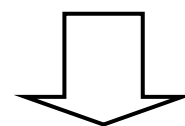
給与所得 円

② 同居する方

給与所得 円

③ 同居する方

給与所得 円



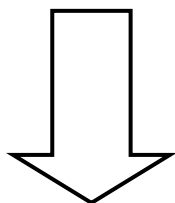
【年金収入の場合】

下表により、年金所得を算出します。

64歳以下の方	
年間収入	年金所得の計算式
～700,000 円	=0 円
～1,299,999 円	=収入額 - 700,000 円
～4,099,999 円	=収入額×0.75 - 375,000 円
～7,699,999 円	=収入額×0.85 - 785,000 円

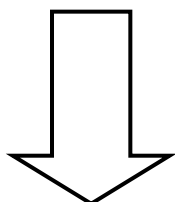
65歳以上の方	
年間収入	年金所得の計算式
～1,200,000 円	=0 円
～3,299,999 円	=収入額 - 1,200,000 円
～4,099,999 円	=収入額×0.75 - 375,000 円
～7,699,999 円	=収入額×0.85 - 785,000 円

※ここで計算して得た所得額は、公営住宅法施行令第1条第3号イに規定する控除をあらかじめ反映させているため、源泉徴収票などに記載される所得額とは異なります。



【事業収入の場合】

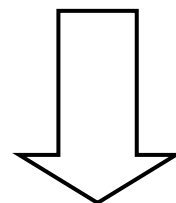
確定申告書などに記載された「事業所得」の額がそのまま所得額となります。



① 申込者
年金所得 _____ 円

② 同居する方
年金所得 _____ 円

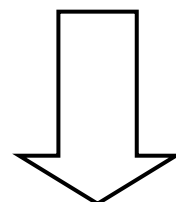
③ 同居する方
年金所得 _____ 円



① 申込者
事業所得など _____ 円

② 同居する方
事業所得など _____ 円

③ 同居する方
事業所得など _____ 円



世帯の合計所得額 _____ 円 ……(A)

3 控除額の計算

下表により、世帯の状況に応じて控除額を計算します。

控除の種類	控除の要件	控除額 (1人につき)
同居親族	同居しようとする親族（申込者本人は含まない。）	38万円
別居扶養親族	所得税法上の扶養親族（以下「扶養親族」という。）で同居しない方	38万円
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族または70歳以上の同一生計配偶者	10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の親族（配偶者は含まない。）	25万円
特別障害者	身体障害1～2級・精神障害1級・療育A判定の手帳を所持する方またはこれらに準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方、戦傷病者特別項症～第3項症の手帳を所持する方、原子爆弾の被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方	40万円
障害者	特別障害者以外で、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを所持する方またはこれらに準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方、戦傷病者手帳を所持する方	27万円
ひとり親	申込者本人または同居しようとする親族のうち、所得税法上のひとり親に該当する方（婚姻歴のない方を含む。） ひとり親は、次のすべてに該当すること。 ① 配偶者と死別・離婚してから婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明である。 ② 扶養親族のうち、所得が38万円以下（※注1）の生計を一にしている子がいる。 ③ 所得が490万円以下（※注2）である。 ④ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいない。	35万円 所得35万円未満の場合はその金額
寡婦	申込者本人または同居しようとする親族のうち、所得税法上の寡婦に該当する方（婚姻歴のない方は含まない。） 寡婦は、ひとり親に該当せず、次のすべてに該当すること。 ① 夫と死別・離婚してから婚姻をしていないか、夫の生死が不明である。 ② 扶養親族がいる。（①で夫と離婚している場合に限る。） ③ 所得が490万円以下（※注2）である。 ④ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいない。	27万円 所得27万円未満の場合はその金額

※注1 給与所得および年金所得がない方については、48万円以下

※注2 給与所得および年金所得がない方については、500万円以下

					控 除 額
同居親族	38万円	×	()人	=	円
別居扶養親族	38万円	×	()人	=	円
老人扶養親族	10万円	×	()人	=	円
特定扶養親族	25万円	×	()人	=	円
特別障害者	40万円	×	()人	=	円
障害者	27万円	×	()人	=	円
ひとり親	1人あたり最大35万円			=	円
寡婦	1人あたり最大27万円			=	円

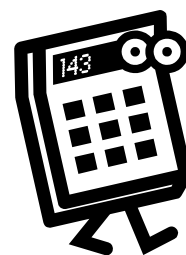
世帯の合計控除額 円・・・(B)

4 世帯の合計所得額と世帯の合計控除額から月額所得を計算

9、10ページで求めた「世帯の合計所得額（A）」と、11ページで求めた「世帯の合計控除額（B）」から月額所得を計算します。

月額所得は、申込みの可否や家賃を決定する上で、重要な要素となります。計算違いがないか、よく確認してください。

計算方法に不明な点がある場合は、住宅営繕課までお尋ねください。



世帯の合計所得額（A） 世帯の合計控除額（B） 月額所得
（ 円 － 円 ）÷12＝ 円

月額所得が158,000円以下であれば、申込可能です。

また、下記のいずれかに該当する方は、月額所得が214,000円以下であれば裁量世帯として申込みできます。下記のいずれにも該当しない方、およびいずれかに該当しても月額所得が214,001円以上の方は入居できません。

- (ア) 身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）・療育手帳（A・B）のいずれかを交付されている方またはいずれかに準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方のいる世帯。
- (イ) 申込者が60歳以上の方で、かつ同居する方のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯（60歳以上の単身世帯を含む。）。
- (ウ) 戦傷病者（特別項症～第6項症または第1款症）として認定されている方がいる世帯。
- (エ) 原子爆弾の被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- (オ) 海外からの引揚者で、日本に引揚げ後5年を経過していない方がいる世帯。
- (カ) ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯。
- (キ) 小学校就学前の子がいる世帯。

5 家賃ランクの確認

市営住宅の家賃は、12ページで求めた月額所得により決定する家賃ランクと、住宅の築年数・面積・設備などにより決定します。次の表に月額所得をあてはめ、あなたの家賃ランクを確認してください。

家賃ランク		月額所得
1		0円 ～ 104,000円
2		104,001円 ～ 123,000円
3		123,001円 ～ 139,000円
4		139,001円 ～ 158,000円
裁量世帯 のみ	5	158,001円 ～ 186,000円
	6	186,001円 ～ 214,000円

各住宅の家賃は、募集の際に配布される『募集住宅紹介』に記載しています。
申込みの際に『募集住宅紹介』で確認してください。

メモ

申請書の記入方法

市営住宅入居申請書						令和〇〇年〇〇月〇〇日		
①	氏 名	帯広 太郎			ふりがな	おびひろ たろう		
	住 所	080-0017 (アパート・マンション等の場合、部屋番号まで記入のこと。) 帯広市西5条南7丁目1番地						
	本籍地	帯広市西5条南7丁目1番地		電話	0155-24-4111			
②	入居しようとする者	氏 名	続柄	生年月日	個人番号			
		入居者	帯広 太郎	本人	S45.6.7	0123-4567-8901		
		同居する親族	帯広 花子	妻	S45.7.9	1234-5678-9012		
			帯広 一郎	子	H7.8.9	2345-6789-0123		
			帯広 二美	子	H17.1.10	3456-7890-1234		
③	世帯人数	4 人		月額所得	④ 156,000円 (募集案内の8～13ページを参照)			
⑤	世帯状況	母子・父子・高齢・多子・障害 級・() (募集案内の17ページを参照)						
⑥	希望住宅	㊟ 南東127						

① 氏名・ふりがな・住所・本籍地・電話番号を記入します。

※住所は、郵便物が届くようにアパート・マンション名と部屋番号まで記入してください。

※電話番号は、日中に連絡可能な番号を記入してください。

② 入居しようとする者の欄に、入居希望の方全員の氏名、続柄、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記入します。

※この欄に記入されていない方が入居することはできません。

③ 世帯人数を記入します。

④ 月額所得を記入します。

※8～13ページの方法で計算してください。毎月の支給額・手取額ではありません。

⑤ 各項目に該当するものがあれば、該当する項目に○をつけます。（詳細は17ページ）

※障害者がある場合は、障害の級も記入します。また、申込みの際は手帳をお持ちください。

(ア) 母子世帯・・・申込者が20歳未満の子を扶養する寡婦で、その扶養する子のみを同居者とする世帯

(イ) 父子世帯・・・申込者が20歳未満の子を扶養する寡夫で、その扶養する子のみを同居者とする世帯

(ウ) 高齢世帯・・・申込者が60歳以上の方で、かつ同居する方のいずれもが18歳未満または60歳以上の方である世帯（60歳以上の単身世帯を含む。）

(エ) 障害者世帯・・・身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（AまたはB）のいずれかを交付されている方のいる世帯

(オ) 多子世帯・・・18歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯

⑥ 希望住宅を記入します。

※ 定期募集および随時募集へ申込み場合は、『募集住宅紹介』に記載されている住宅の中から希望の住宅を選び、その住宅の整理番号・団地・部屋番号を記入します。順番待ちによる入居者募集へ申込み場合は、希望の団地と間取りを記入します。

現在の住宅の状況	現在の住宅の状況について、該当するものに○をつけてください。				
	1 持家 ② 民間賃貸住宅 3 寮 4 貸間 5 社宅 6 公営住宅 (団地) 7 その他の公営住宅 8 住宅以外の建物 9 その他 ()				
	間取り	2LDK	面積	56.0㎡	世帯構成
	家賃	65,000円			
住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。				
	1	保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 具体的に ()			
	2	ア	親族以外の他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。		
		イ	住宅がないため、親族と同居することができない。		
	3	住宅の規模、設備又は間取りが、世帯構成との関係から衛生上、風致上不適当である。 具体的に ()			
	4	自己の責めによらない理由で立退きを要求され、適当な立退き先がない。			
	5	ア	住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の居住を余儀なくされている。 勤務先 () 通勤に要する時間 (約 分)		
	イ	収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。			
6	その他 (具体的に書きください) ()				
このとおり入居の申し込みをします。 この申し込みにあたっては、次のことを誓約いたします。 1 この申請書に記載した事項は、全て事実と相違ありません。 2 この申請書に偽りの事項があった場合は、市営住宅入居決定の取消しを受けても異議はありません。 3 この申請書に記載した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ又は拒絶しません。 4 入居者 (同居者を含みます。) は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。  令和〇〇年〇〇月〇〇日 市営市長 様 申請者氏名 市広 太郎 本人との続柄 (本人)					

⑦ 現在住んでいる住宅の状況を記入します。

※該当するものに○をつけ、間取り・面積・世帯構成・家賃を記入してください。
 ※面積は、専有部分全ての面積を記入してください。
 ※1 畳＝1.65 ㎡となります。

⑧ 住宅の困窮状況について該当するものに○をつけ、その内容を具体的に記入します。

⑨ 申請日・申請者氏名、本人との続柄を記入します。

⑩ 申請書に添付されている、暴力団員排除に関する警察署への照会についての「同意書」を記入します。ただし次に該当する方は記入不要です。

(ア) 女性の方

(イ) 18歳未満または70歳以上の方

(ウ) 外国人の方

⑪ 最後に、記入の間違いや記入漏れがないことを確認し、提出します。

※記載内容に誤りがあった場合は、入居決定が取消となる場合があります。

※不明な点がありましたら、事前に住宅営繕課窓口か電話にてお問合せください。

注 意 事 項

落選された方が次回の公募へ再度申込み場合、同一年度内であれば申請書および、住民票・収入の分かる書類を再度提出していただく必要はありません。

年度が変わる場合には、あらためて申請書および、住民票・収入の分かる書類を提出していただく必要があります。

(優遇世帯向け住宅・特定目的住宅への申込み、および優遇措置を受ける場合は、添付書類や証明する手帳が必要な場合があります。)

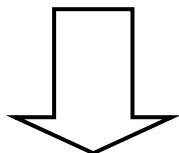
定期募集の流れ



定期募集は5・7・9・11・1・3月に行います（年6回）

① 募集要項の配布

5月・7月・9月・11月・1月・3月の前月の25日頃から、住宅営繕課窓口（市役所本庁舎3階）および各支所にて募集する住宅の詳細を記載した『市営住宅募集要項』『募集住宅紹介』を配布します。帯広市ホームページでも発表します。

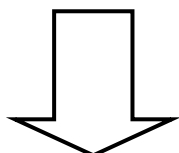


② 申込み

指定した募集期間（土日・祝日を除く。）に申込みを受け付けます。それ以外の時期に、定期募集への申込みは受け付けません。

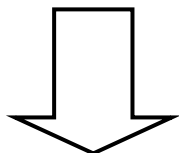
市営住宅入居申請書に必要事項を記入し、提出してください。

※申込みは住宅ごとの申込みとなり、申込み後の希望住宅の変更はできません。



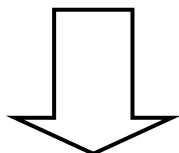
③ 受付票の送付（抽選番号の通知）

申込みした方には、申込日から抽選会の前日までに、抽選番号を記載した受付票を郵送します。



④ 抽選会（来庁の必要はありませんが、抽選に立ち会うことも可能です。）

抽選は、住宅ごと（新設住宅の場合は間取りごと）にコンピューターを使用して行います。来場者の中から立会人2人に抽選ボタンを押していただき、入居者を決定します。



⑤ 抽選結果発表

抽選会終了後、当選番号を市役所正面玄関・住宅営繕課・帯広市ホームページに掲示します。

また、当選した方には、当選通知および資格審査のための書類を郵送します。（落選者には通知しません。）

優遇措置

定期募集には、より困窮度の高い方が入居できるよう、連続して申し込んでいる年数と世帯状況を考慮し、当選確率を高める優遇措置があります。

1 連続して申し込みしている年数による優遇（多落選者の優遇）

毎年度連続して申し込み続けると、その抽選会の属する年度を除く1年度につき、1個ずつ抽選番号が加算されます。ただし、住宅に当選した場合、辞退した場合、1年度の間1回も申し込みがなかった場合には、優遇措置は解除されます。

（例）

令和5年度に2回、令和6年度に3回申し込み、令和7年度も申し込みをした場合

→ 過去2年連続3年目となり、抽選番号を2個加算。

令和5年度に2回申し込み、令和6年度に申込みせず、令和7年度に申し込みをした場合

→ 令和6年度に申込みがないので申込みの連続が途切れ、抽選番号の加算はなし。

※コミュニティ促進世帯向け住宅の抽選番号の加算については「一般世帯向け住宅」と同様の取り扱いとなります。抽選番号の加算を持っている方が、コミュニティ促進世帯向け住宅（子育て世帯向け住宅）に申し込みをした場合でも、同様に抽選番号が加算されます。

2 世帯状況による優遇

次のいずれかに該当する世帯は、該当する項目毎に抽選番号が1個加算されます。

優遇措置を希望する方は、申請書の世帯状況欄に記入してください。

(ア) 母子世帯・・・申込者が20歳未満の子を扶養する寡婦で、その扶養する子のみを同居者とする世帯

(イ) 父子世帯・・・申込者が20歳未満の子を扶養する寡夫で、その扶養する子のみを同居者とする世帯

(ウ) 高齢世帯・・・申込者が60歳以上の方で、かつ同居する方のいずれもが18歳未満または60歳以上の方である世帯

(エ) 障害者世帯・・・身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（AまたはB）のいずれかを交付されている方のいる世帯

(オ) 多子世帯・・・18歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯

注 意 事 項

優遇措置を受け当選した場合、入居者資格審査の際に、優遇措置の条件を満たしていない場合は当選が無効になりますので、それぞれの優遇措置に該当するかどうか、申込み前に再度確認してください。

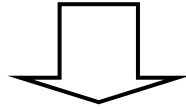
随時募集の流れ



① 随時受付の住宅追加と発表

定期募集で、2回連続で申込みのなかった住宅を、随時受付可能な住宅として追加します。追加住宅の発表は、5・9・1月の25日頃から、住宅営繕課窓口（市役所本庁舎3階）およびホームページで行います。新規に随時受付を開始する住宅は、発表翌月から随時申込みを受け付けます。

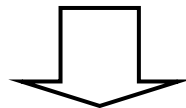
随時募集を開始した住宅は、入居者が決定するまでの間は、いつでも申込みが可能です。



② 申込み

申込みは原則として先着順となります。ただし、新規に随時受付を開始した住宅については、受付初日（偶数月の最初の開庁日）の午前8：45～午前9：00に申込みを完了した方の中で、同一住宅に複数の申込みがあれば抽選を行います。抽選会は、午前9：00の申込み完了後すぐに行います。

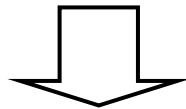
新規受付開始住宅に複数の申込みがない場合や、受付初日の午前9：00以降に申込みがあった場合は抽選を行わず、申し込んだ方を入居者として決定します。



③ 抽選会と結果発表

抽選は住宅ごとに行い、申込み1世帯につき抽選番号は1つで行います。

申込みを行った方は抽選会に立ち会っていただきますので、その場で抽選結果がわかります。



④ 資格審査と入居手続き

申込みで入居が決定した方は、住宅営繕課窓口にて資格審査を行います。修繕が完了している住宅は、希望により下見ができます。下見完了後（修繕完了後）に契約書類を取り交わし、入居になります。



順番待ちの流れ

① 申込み

窓口で母子専用、車いす専用または農村地区の住宅の中から希望の団地を選び、いつでも申込みが可能です。



② 結果発表

入居可能な住宅が準備でき次第、申込順に資格審査についての案内をします。



申込み上の注意



申込みする前に

- 1 募集ごとに申込み受付期間が決まっていますので、期間中に市営住宅入居申請書へ必要事項を記入の上、指定の受付場所に持参して、申込みをしてください。郵送・電話などでは一切受付しません。なお、申込み受付期間は募集方法を参照してください。

→ 募集方法 3～4ページ

- 2 申込み後の希望住宅の変更はできません。申込み前に再度ご確認ください。
- 3 世帯の人数を緩和して募集している場合があります。そのため、入居する人数に対して、住宅が広く、家賃や暖房費などの維持費が割高になる可能性がありますので、申込み前によくご確認ください。
- 4 順番待ちによる入居者募集で申込み後、希望住宅を変更する場合は、順番待ちの順位が最下位になります。
- 5 入居申込みは、原則1世帯1戸の申込みに限ります。1世帯で2戸以上申込みをした場合は、申込みおよび当選が無効になり、その後1年間、市営住宅への入居申込みができなくなります。（優遇世帯向け募集については一部重複が可能です。）

→ 募集方法 3～4ページ

- 6 当選後、資格審査を行います。その際に、入居者資格を満たしていない場合や、申請書などに虚偽が判明した場合、市が指定する期日までに必要書類の提出がなかった場合は、当選が無効となり、その後1年間、市営住宅への入居申込みができなくなります。

→ 市営住宅の入居者資格 6～7ページ

- 7 入居決定後、自己都合により入居を辞退したときは、その後1年間、市営住宅への入居申込みができなくなります。

申込みをした方へ

- 1 定期募集へ申込みされた方には、抽選会の前日までに抽選番号を記載した受付票を郵送します（抽選会前日になっても受付票が届かない場合は、住宅営繕課へお問い合わせください。）。
- 2 抽選の結果は、市役所正面玄関・住宅営繕課・ホームページで発表します。
なお、令和7年4月1日現在、電話でのお問い合わせにもお答えしています。
- 3 当選した方には、資格審査の案内を通知します（落選者へは通知しません。）。
順番待ちの方には、入居可能な住宅が準備でき次第、資格審査の案内をします。

住宅に当選した後の手続き

当選後の手続きは、次のとおりとなります。



① 資格審査・入居にあたっての説明

当選した方には当選の通知および資格審査のための書類などを郵送しますので、通知に従い資格審査・説明を受けてください（書類審査が終了するまでは入居決定ができません。）。

なお、資格審査には次の書類などが必要です。

- ・ 世帯全員の住民票
（住所・続柄・世帯主の氏名・本籍・筆頭者・変更事項記載欄の表示が必須です。）
- ・ 収入が分かる書類 ※収入のある方全員
（源泉徴収票・所得証明書・給与支払証明書・年金の振込通知書など）
- ・ 収入がないことが分かる書類 ※収入のない方全員（未就学児・小中高校生を除く。）
（離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書・被保護証明書など）
- ・ 障害者手帳などの写し ※障害等がある方
- ・ その他指定する書類

※市が指定する期日までに上記の必要書類の提出がなかった場合は、当選が無効となり、その後1年間、市営住宅の入居申込みができなくなります。



② 住宅の下見

資格審査および入居にあたっての説明後、入居予定の住宅を下見していただきます。



③ 書類の準備

入居契約書類の準備をしていただきます。

※ 緊急連絡先について

- 1 どうしても2人確保できない場合は、1人でも構いません。（同居する方を除く。）
- 2 可能な限り帯広市内にお住まいの親族の方でお願いしておりますが、難しい場合は、市外の方でも構いません。
- 3 緊急連絡先となる方に署名していただく必要はありませんが、緊急連絡先として市に届け出ることは、入居者の方から事前にお伝えください。
- 4 入居者本人と連絡が取れないまたは家賃に3ヶ月以上滞納が生じるなど、市が緊急と判断した場合に使用します。



④ 敷金の納入、鍵渡し

書類が全てそろい、敷金（家賃の2ヶ月分）の納入を確認した後、住宅の鍵渡しとなります。



⑤ 入居

指定日から7日以内に入居していただきます。

※ 市営住宅の家賃は、原則として口座振替（市内に本支店のある金融機関、農協、ゆうちょ銀行に限ります。）により納付していただきます。

※ 毎月末（休日の場合は、金融機関の翌営業日）にその月の分を口座振替します。

口座振替の詳しい予定日は、毎年4月に通知しますので、口座振替予定日の前日までに、口座へ入金するようお願いいたします。

入居者に守っていただく事項

違反した場合は、住宅を明け渡していただく場合もあります。

市営住宅の住まい方について

- 1 犬・ネコ・鳩・ニワトリなど、ペットの飼育および敷地内への持ち込みは一切できません。屋外（ベランダ）飼育、餌を与える、一時的な預かりも禁止です。
- 2 自治会には必ず加入してください。各団地の共益費（共同玄関・廊下・階段の電灯や街灯・エレベーターの電気代、その他共用部分の維持管理費など）は、自治会で徴収しています。また、共用部や駐車場などの共同施設の管理も自治会で行っています。
- 3 市営住宅は集合住宅ですので、騒音や振動などに注意し、近隣の方へ配慮した生活をしてください。
- 4 階段・廊下・ベランダなどは、火災や地震など緊急時の避難通路になっていますので、物を置くことは禁止します。
- 5 住宅によっては、浴そう・風呂がま・給湯器が個人設置となる住宅があります（ガス会社などで貸し出しも行っています。）。
- 6 一部の住宅に24時間換気設備を設置しています。設置されている住宅の入居者の方はフィルターをこまめに清掃してください。フィルターが詰まると換気が十分にできず結露や設備故障の原因になります。
- 7 流し台・風呂・洗面台などの排水設備は、適宜清掃してください。各住戸内の排水管は、各個人での清掃が必要です。また、住棟の共同管は使用している入居者の皆さんで清掃していただくことになります。
- 8 住戸内部の修繕は、原則として入居者負担となります。
- 9 水道・ガス・電気メーターなどが設置されているパイプシャフト内に、私物を置くことは禁止します。
- 10 ポータブルストーブの使用については、気密性の高い住宅構造のため一酸化炭素中毒になる危険性があり使用は禁止です。
- 11 市営住宅敷地内（各ご家庭の室内を除く共用部）が全面禁煙となっております。



各種届出について

- 1 入居者に異動（転出・転入・出生など）があった場合は、その都度、届出や許可が必要になります。
- 2 翌年度の家賃を算定するために、収入申告書を毎年6～7月頃に提出していただきます。収入申告書の提出がない場合には、民間住宅と同等の家賃になります。また、転職した場合などは、その都度、届出が必要になります。届出により家賃が変わる場合もあります。
- 3 緊急連絡先に変更があった場合は、届出をしていただく必要があります。
- 4 入居者の安否確認のため、緊急連絡先届の提出にご協力願います。
- 5 その他、入居者には様々な届出および申請事項が義務づけられています。

駐車場について



- 1 駐車場を使用する際は、別途申請が必要です。
- 2 駐車場料金は、団地により月額525円～2,100円です。
- 3 使用許可の手続きに時間がかかることもありますので、余裕を持って申請してください。
- 4 除雪や清掃など、駐車場の管理は自治会で行っています。皆さんで協力して管理してください。
- 5 駐車場の区画は原則として、1世帯で1区画となっていますのでご了承ください。
- 6 2台目の駐車場については、空きがあれば許可できますが、区画の割り振りは入居者と自治会との協議となりますのでご注意ください。
- 7 自動車保管場所使用承諾書（車庫証明）の発行は、申請の翌日の午後1時以降（申請の翌日が土日・祝日の場合は、翌開庁日の午後1時以降）になります。
- 8 車庫証明の申請には、現在使用している車の処分方法・新しく停める車の型式・車台番号・大きさなどの情報が必要になります。車検証をお持ちください。
（車を入れ替える際には、現在使用している車の車検証と新しく入れる車の車検証の両方をお持ちください。）
なお、家賃や駐車場料金に滞納がある場合は、車庫証明は発行できません。
- 9 路上など、指定された区画以外への駐車は、近隣住民への迷惑になるだけでなく、除雪や緊急車両などの通行の妨げになりますので絶対にしないで下さい。

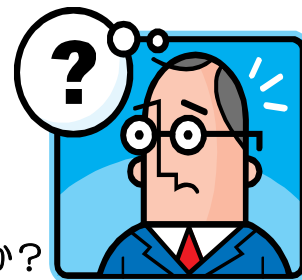
※センターシティ1・ウイング7・川西団地3～5・広野団地 3～5・清川第二団地は借上市営住宅であり、駐車場の契約・料金については、下記のオーナーまたは管理者へ直接お問い合わせください。

住宅	月額駐車場料金	オーナーまたは管理者	電話番号
センターシティ1	7,000円	市川商事	26-1166
ウイング7	7,700円	NCカード（株）	23-1361
川西団地3～5	1,200円	JA帯広かわにし協同振興	22-8191
広野団地3～5	1,200円	JA帯広かわにし協同振興	22-8191
清川第二団地	1,200円	JA帯広かわにし協同振興	22-8191

※令和7年4月現在の料金です

よくある質問

ここでは、住宅営繕課によく寄せられる質問を掲載しています。



Q1 今すぐ入居したいのですが、すぐ申し込んで、入居できますか？

A1 申込方法によって入居時期が異なります。

いずれの住宅も入居までの手続きに2週間程度かかります。

- 定期募集の場合、申込み受付期間は5月・7月・9月・11月・1月・3月の年6回です。
募集時に修繕が完了している部屋については、原則として募集月の翌月1日から入居していただきます。
募集時に修繕が完了していない部屋については、修繕完了後の入居となります。（修繕完了までには概ね2～3ヶ月程度かかります。）
- 随時募集の場合は、いつでも申込みできます。
入居時期は、修繕が完了している部屋については入居手続きが終わり次第、完了していない部屋については修繕完了後になります。
- 順番待ちの場合は、現入居者が退去し、修繕が完了した後に入居可能となります。

→ 募集方法 3～4ページ

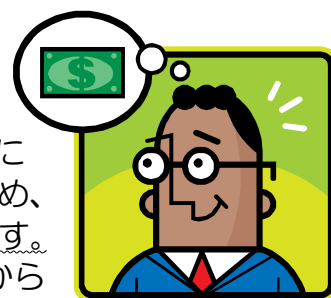
Q2 私はどの部屋に入居できますか？

A2 複数人世帯なのか単身世帯なのか、年齢はいくつなのか、同居する方はどんな方なのかなどによって変わります。

→ 市営住宅の入居者資格 6～7ページ

Q3 家賃はいくらですか？

A3 家賃は世帯の月額所得により決定する家賃ランクと、住宅の築年数・面積・設備などによって決定します。家賃額を知るには計算が必要で、部屋によっても家賃設定は大きく異なるため、窓口や電話でお問い合わせいただいても、お答えできかねます。まずは入居を希望する部屋を決め、家賃ランクを計算してからお問い合わせください。



→ 収入の制限について 8～13ページ

Q4 どこでもいいので入居したいのですが、可能ですか？

A4 抽選による入居者募集・随時受付による入居者募集では、部屋ごとの申込みとなります。「柏林台のどこか」「3LDKで1階」といった申込みはできません。順番待ちによる入居者募集では、希望の団地と間取りを選んでの申込みとなります。

→ 申請書の記入方法 14～15ページ

Q5 今現在、無職ですが入居できますか？

A5 入居資格の条件を満たしている、かつ家賃と敷金（家賃の2ヶ月分）を支払うことができれば、入居できます。

Q6 今現在、帯広市外に住んでいます。入居できますか？

A6 入居できます。入居が完了したら、速やかに住民票を帯広市に移してください。

Q7 障害者専用の住宅はありますか？

A7 車いすを常時使用する方であれば、車いす専用住宅に申込みできます。

約半数の団地に車いす専用住宅が整備されており、入居は順番待ちの方法で受け付けています。（住宅営繕課に用意している専用の証明書の提出をいただいてからの申込みとなりますので、事前にお問い合わせください。）

Q8 6階の住宅に申込みしたのですが、申込み後に考えが変わり、1階の住宅に入居したくなりました。申込みを変更させてもらえますか？

A8 申込み後の希望住宅の変更はできません。よく検討してから申し込んでください。



Q9 令和7年5月の抽選に落ちました。令和7年9月の申込みには何が必要ですか？

A9 前回申込み時のスタンプカードをお持ちください。

Q10 令和7年3月の抽選に落ちました。令和7年7月の申込みには何が必要ですか？

A10 Q9の場合は同一年度内でしたが、この場合は年度が変わるので、スタンプカードだけでは申込みできません。

新たに申請書に記入し、スタンプカードと一緒に提出してください。

その他、ご不明な点は住宅営繕課までお問い合わせください。

帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課 市営住宅係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所3階
電話 0155-65-4190 FAX 0155-23-0158

各団地の設備の概要について

(市街地)

団地名		住宅の種類	竣工 年度	設備の概要									通学区域		備考
				調理設備		給湯設備		3か所 給湯	暖房設備	灯油タンク	浴室	網戸	カーテン レール	EV	
南東		一般 身障	H4～5	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース) ガス給湯 (設置済)	0	煙突・FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	光南	翔陽	
公園東町		一般	S55～57	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	-	煙突	集中給油 (設置済)	釜リース	-	-	0	花園	四中	
北郊		一般	H3	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	煙突・FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	0	北栄	一中	
柏林台	南町	一般 身障	S58～60	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置 ガス給湯 (設置済)	- 0	煙突	集中給油 (設置済)	釜リース UB	- -	- -	-	啓西	西陵	調理設備はいずれかを選択可 コンロは入居者が設置
		都市ガス用コンロ (入居者が設置)		ガス給湯設備 (設置済)	0	温水暖房 (設置済)	不要	UB	-	0	0				
	北町	一般・身障	H11～14	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯設備 (設置済)	0	温水暖房 (設置済)	不要	UB	-	0	0			
	西町	一般・身障	H16H18	電気調理器 (リース) 都市ガス用コンロ (入居者が設置)	電気温水器 (リース)	0	電気暖房 (設置済)	不要	UB	-	0	0			
緑ヶ丘		一般	H2	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	煙突・FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	緑丘	五中	
緑央		母子	S52	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	-	煙突	個別タンク (入居者が設置)	釜リース	-	-	-	緑丘	五中	保育所併設
若葉		一般 身障	H7～9	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース) ガス給湯 (設置済)	0	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	0	若葉	八中	
明和		一般(1・2号棟) 一般(3～5号棟) 身障	H1～H6	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	煙突	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	明和	八中	1・2号棟→給湯器リース、UB 3～5号棟→給湯器入居者設置 浴槽リース
入居者が設置	-	釜リース													
ガス給湯 (設置済)	0	UB													
新緑		一般	S61～63	都市ガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	-	煙突	個別タンク (入居者が設置)	釜リース	-	-	-	森の里	緑園	
稲田		一般・身障	H18H20	電気調理器 (リース) プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	電気温水器 (リース)	0	電気暖房 (設置済)	不要	UB	-	0	0	稲田	南町	調理設備はいずれかを選択可 コンロは入居者が設置
大空	光	一般・身障	S43～45 H24H27	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	0	0※	大空	大空	建替：光1H27・5H24) 全面改修：光2H26・3H23) 4H22) ※1号棟はEV無し(2階建て)
	虹	一般	S47～49 .53	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	-	煙突	個別タンク (入居者が設置)	釜リース	-	-	-			アスベスト封じ込め工事済(2,3,4号棟)
	丘	一般	S52～53	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	-	煙突	個別タンク (入居者が設置)	釜リース	-	-	-			
	空	一般	H30～R2	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	0	-			
	2街区	一般・身障	H14H16	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	電気温水器 (リース)	0	FF	個別タンク (設置済)	UB	-	0	-			
	5街区	一般・身障	H20	電気調理器 (リース) プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	電気温水器 (リース)	0	FF	個別タンク (設置済)	UB	-	0	-			調理設備はいずれかを選択可 コンロは入居者が設置
	ヒルズ	一般	R5	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	0	FFガス (リース) FF石油 (入居者が設置)	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	0	0			調理設備はいずれかを選択可 コンロは入居者が設置

- ・暖房設備の“煙突・FF”と記載されている団地は、対応するストーブを購入して設置する必要があります。
- ・給湯設備の“ガス給湯 (リース)”、暖房設備の“FFガス (リース)”、浴室の“釜リース”は機器のリースが可能です。個人で購入して設置することもできます。
- ・3か所給湯の“0”は3か所(台所・洗面・風呂)でお湯が使えます。“-”は洗面でのお湯の使用ができません。
- ・網戸、カーテンレール、EVの各欄に表示している“0”は設置済、“-”は設置されていません。

(市街地 借上住宅)

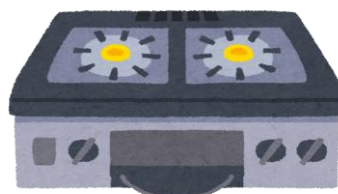
団地名	住宅の種類	竣工 年度	設備の概要									通学区域		備考
			調理設備	給湯設備	3か所 給湯	暖房設備	灯油タンク	浴室	網戸	カーテン レール	EV	小学	中学	
借 上	センターシティ1	一般	H13	電気調理器 (リース)	電気温水器 (設置済)	0	電気暖房 (設置済)	不要	UB	-	-	0	帯小 翔陽	オール電化
	ウイング7	一般	H18	電気調理器 (設置済)	電気温水器 (設置済)	0	電気暖房 (設置済)	不要	UB	0	0	0	柏 翔陽	オール電化、洗浄便座・居室照明付き

- ・3か所給湯機の“0”は3か所(台所・洗面・風呂)でお湯が使えます。
- ・調理設備の“電気調理器 (リース)”は機器のリースが可能です。個人で購入して設置することもできます。
- ・網戸、カーテンレール、EVの各欄に表示している“0”は設置済、“-”は設置されていません。

(農村地区)

団地名		住宅の種類	竣工 年度	設備の概要								通学区域		備考
				調理設備	給湯設備	暖房設備	灯油タンク	浴室	網戸	カーテン レール	EV	小学	中学	
農村地	川西	一般	S60	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	煙突	個別タンク (入居者が設置)	釜 (個人設置)	-	-	-	川西	川西	
	広野	一般	H5,H8	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	広野	八千代	
	清川	一般	H6	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	入居者が設置	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	清川	清川	
	大正	一般・特公	H5~H11	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-			
	大正第2	一般	H6,H9	プロパンガス用コンロ (入居者が設置)	ガス給湯 (リース)	FF	個別タンク (入居者が設置)	UB	-	-	-	大正	七中	
借上区	川西	一般	H17	電気調理器 プロパンガス用コンロ (いずれか設置済)	灯油給湯設備 (設置済)	FF	個別タンク (設置済)	UB	0	0	-	川西	川西	
	広野	一般	H18	電気調理器 プロパンガス用コンロ (いずれか設置済)	灯油給湯設備 (設置済)	FF	個別タンク (設置済)	UB	0	0	-	広野	八千代	
	清川第二	一般	H18	電気調理器 プロパンガス用コンロ (いずれか設置済)	灯油給湯設備 (設置済)	FF	個別タンク (設置済)	UB	0	0	-	清川	清川	

- ・暖房設備の“煙突・FF”と記載されている団地は、対応するストーブを購入して設置する必要があります。
- ・給湯設備の“ガス給湯 (リース)”は機器のリースが可能です。個人で購入して設置することもできます。
- ・網戸、カーテンレールの各欄に表示している“0”は設置済、“-”は設置されていません。



帯広市地域優良賃貸住宅

【令和7年4月1日現在】

帯広市では、居住の安定に特に配慮が必要な子育て世帯や高齢者世帯に対し、市が認定した地域優良賃貸住宅（民間賃貸住宅）の家賃の一部を軽減しています。

- 子育て世帯向け住宅は、3 万円 / 月
- 高齢者世帯向け住宅は、2 万円 / 月



■ 入居できる世帯

いずれの住宅も、自ら居住するための住宅を必要としている人で、収入計算後の月額所得が15万8千円以下の世帯が対象です。

○子育て世帯向け住宅（次のいずれかに該当していること）

- ・ 小学校就学前の子がいる世帯 ※最長で、中学校修了まで家賃軽減対象
- ・ 妊娠している者がいる世帯
- ・ 新婚世帯（配偶者を得てから5年以内であって、夫婦の満年齢の合計が60歳以下かつ子がいない世帯）

○高齢者世帯向け住宅

- ・ 60歳以上で単身又は夫婦など

■ 高齢者世帯向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅）

住宅名	所在地	戸数	建設年月	間取	家賃※ (軽減後)	管理事業者	備考
帯広市地域優良賃貸住宅 はなえみ	東9南19	18 戸	H26. 3	1R	26,000	(株)賃貸管理 ☎27-6577	2階建(全 28戸) ※日中はケアの 専門家常駐
清流の里 サービス付き 高齢者向け住宅	清流西2	10 戸	H26. 3	1R	10,000	(株)アルム ☎47-0993	2階建 ※日中はケアの 専門家常駐
ミナハウス川北	西7北5	20 戸	H30. 3	1R 1LDK	30,000 55,000	(株)しらかば ☎27-1430	2階建 ※日中はケアの 専門家常駐

※家賃以外に共益費、サービス料、食費などがかかる場合があります。詳細は管理事業者にお問合せください。

◆ ◆ 子育て世帯向け住宅は、裏面にあります ◆ ◆

■ 子育て世帯向け住宅

住宅名	所在地	戸数	建設年月	間取	家賃※ (軽減後)	管理事業者	備考
グレーテスト13	西13南17	10 戸	H25. 3	2LDK	38,000	(株)エーワンホーム ☎22-2009	緑ヶ丘小区域 メゾネット
ステラⅡ	東4南24	18 戸	H26. 3	2LDK	39,000 41,000	(株)エヌ・ケイ・シー ソリューション ☎24-5510	光南小区域 3階建 ※階層により家賃が 異なります
グリーンテラス 自由が丘	自由が丘1	10 戸	H28. 3	2LDK	41,000	(株)エーワンホーム ☎22-2009	若葉小区域 メゾネット
スピカⅡ	西11南26	10 戸	H29. 3	2LDK	39,000 40,000 41,000	(株)エヌ・ケイ・シー ソリューション ☎24-5510	花園小区域 3階建(全 12戸) ※階層により家賃が 異なります
BIOU6・8	東6南8	8 戸	H31. 3	2LDK	43,000	(株)エーワンホーム ☎22-2009	柏小区域 メゾネット
ユアテラス	清流西3	10 戸	H31. 3	2LDK	41,000	エイブル西帯広店 ☎67-0022	豊成小区域 メゾネット 平屋建
FELICO	西5南5	8 戸	R2. 3	2LDK	38,000 39,000 40,000	エイブル帯広大通南店 ☎20-6020	帯広小区域 3階建(全 11戸) ※階層により家賃が 異なります
COMUNI	西17南5	5 戸	R2. 3	3LDK	41,000	(株)総合設計 ☎49-3030	若葉小区域 メゾネット
レアーレ7	西7南4	5 戸	R2. 3	2LDK	41,500	(株)北のハウス ☎22-5147	帯広小区域 メゾネット
Bona unus	清流東3	6 戸	R3. 3	2LDK	40,000	(株)エーワンホーム ☎22-2009	豊成小区域 3階建
COMUNIⅡ	東2南7	5 戸	R3. 3	2LDK	41,000	(株)総合設計 ☎49-3030	柏小区域 メゾネット
COMUNIⅢ	東8南3	8 戸	R3. 3	3LDK	41,000	(株)総合設計 ☎49-3030	東小区域 メゾネット
いなだ365日	西11南34	6 戸	R4. 3	2LDK	37,000 38,000 39,000	ピタットハウス帯広店 ☎37-1010	稲田小区域 3階建 ※階層により家賃が 異なります
デュオあづさ	西16北2	6 戸	R4. 3	2LDK	42,000	(株)総合設計 ☎49-3030	啓北小区域 メゾネット
シエログランデⅢ	西9南19	9 戸	R5. 3	2LDK	44,000	(株)アルゼ不動産 ☎67-5072	花園小区域 3階建
グローラ	白樺16西9	6 戸	R5. 3	2LDK	41,000	(株)エーワンホーム ☎22-2009	啓西小区域 3階建

※家賃以外に保険料、保証料や共益費、駐車場料金などがかかる場合があります。

詳細は管理事業者にお問合せください。

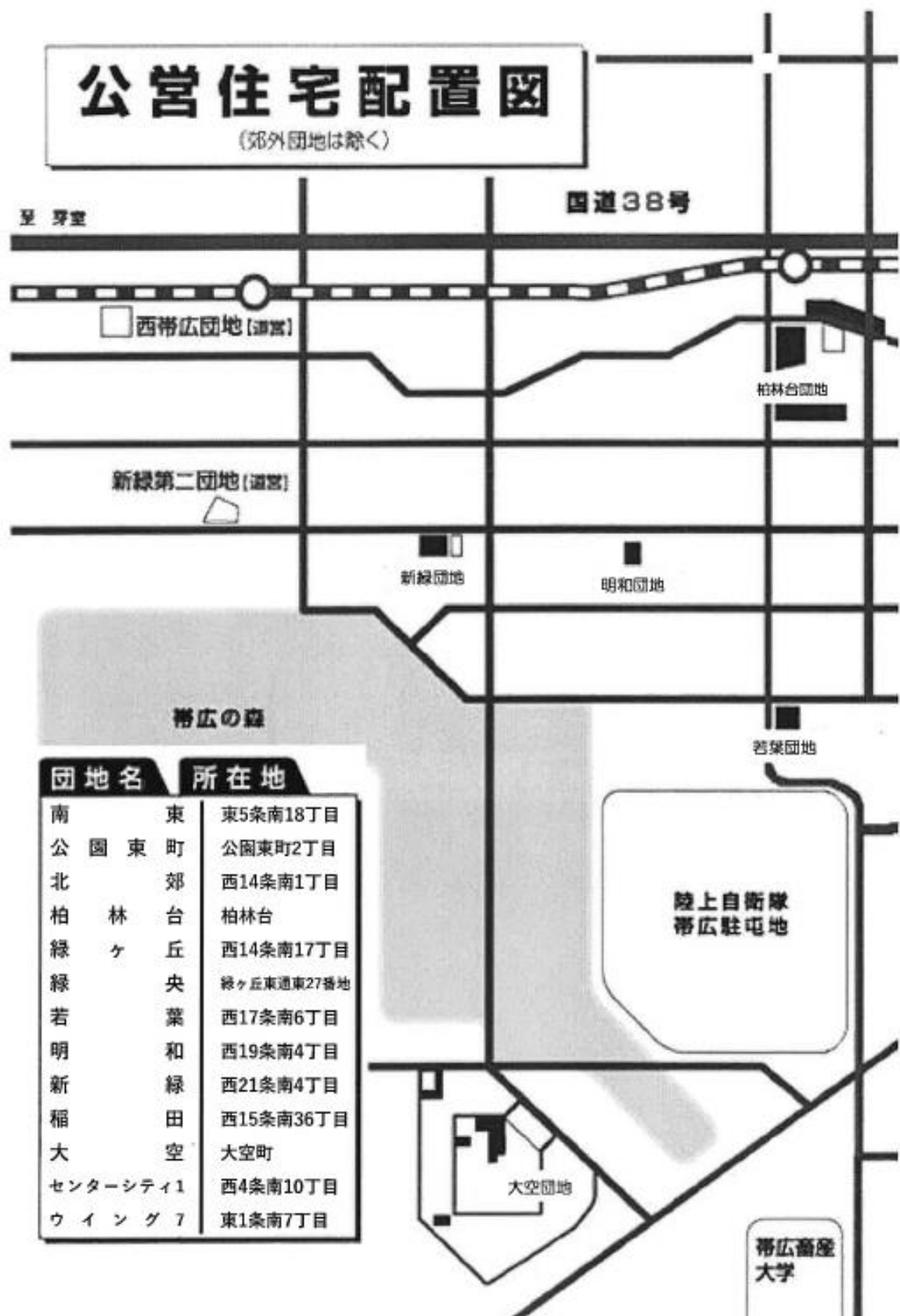
◆ ◆ 空き情報や入居申込資格などは、管理事業者にお問合せ下さい ◆ ◆

メモ

[illegible]

公営住宅配置図

(郊外団地は除く)





道営住宅につきましては
下記までお問い合わせください。

エーワン・創造設計舎コンソーシアム（指定管理者）

〒080-0018 帯広市西 8 条南 13 丁目 2 番地

電話 0155-22-2013

FAX 0155-27-3455

ホームページ <http://www.a-onehome.com>